

**中標津町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

中標津町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校における教育活動が複雑化・多様化し、学校の担う役割の拡大に伴い、教育職員の業務量と在校等時間が増大し、心身の負担が高まっている。教育職員が本来の業務を着実に遂行し、児童生徒と向き合うための時間を十分に確保するためには、こうした課題に的確に対応し、教育職員の長時間労働を改善していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月に公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

中標津町教育委員会は、教育職員の業務量を適切に管理し、健康確保措置の取組を推進することにより、心身ともに良好な状態で勤務し、教育活動に専念できる環境づくりを進める。本計画は、教育職員の働き方改革の趣旨を踏まえ、教育職員の働きやすさとやりがいの両立を図ることで、時間外在校等時間の縮減を目的として、改正後の給特法第8条第1項に基づき本計画を策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

(2) 本町の現状

本町では、規則において、教育職員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間として目標を定め、教育職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりとなっている。

【時間外在校等時間の状況】

年度	校種	45H以内	45~80H	80~100H	100H超	1人当たりの 平均時間
令和5年度	小学校	80.0人 (75.9%)	22.9人 (21.8%)	1.9人 (1.8%)	0.5人 (0.5%)	33.1時間
	中学校	35.5人 (52.2%)	27.3人 (40.1%)	4.6人 (6.7%)	0.7人 (1.0%)	45.0時間
令和6年度	小学校	83.0人 (76.7%)	22.5人 (23.3%)	2.2人 (2.0%)	0.5人 (0.5%)	31.8時間
	中学校	37.0人 (52.7%)	27.8人 (47.3%)	4.8人 (6.9%)	0.7人 (0.9%)	44.5時間

※各月を合計した年間延べ人数・時間から1月当たりの人数・時間を算出しています。

令和6年度における教育職員1人当たりの月平均時間外在校等時間は、小学校で31.8時間、中学校で44.5時間となっており、全体として45時間以内に収まっている。一方で時間外在校等時間が45時間以上となっている職員が、小学校では2割超、中学校で5割弱に上っており、さらに100時間を超える教育職員も一定数みられることから、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

2 目標

- (1) 教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- (2) ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下にする。【R6：9.6%】

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

※本計画については、必要に応じて見直す。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

業務の適正化の推進に当たっては、国が示した「学校と教師の業務の3分類」（以下、「3分類」という。）に基づく19の取組の実効性を確保するため、教育委員会、学校がそれぞれ役割を果たしながら取組を進める。

- ・教育委員会の役割

教育委員会は、働き方改革を進めるための取組を主体的に実施する。

- ・学校の役割

校長は、教育職員の時間外勤務の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や健康状態を的確に把握するとともに、関係機関と連携しながら主体的に推進するものとする。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

中標津町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しを行う。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者・地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化）（「3分類」③関係）

- ・既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、業務の標準化等を検討する。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働本部を設置し、活動の実施状況に応じて、地域コーディネーターが中心となって学校運営協議会と連携を図り、学校への応援及び支援を推進する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・調査内容、回答方法などを精査し、教育委員会で把握可能なものは学校へ発出しないなど学校の事務負担を軽減する。

(イ) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・原則、休日の全ての部活動の地域展開を推進し、教育職員の負担を軽減する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭が中心となって実施する。

(イ) 授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に配置する。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・児童生徒の個別の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員による支援を得ながら、教育職員との協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体

制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1 か月時間外在校等時間が80時間を超えた者のうち、希望する教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

オ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の学校閉庁日の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、中標津町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該

学校に対する個別の支援、指導を実施する。

- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに道教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。